㈱　上記式においてa、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。
a　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
L　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。
P　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
R　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

ロ）昼間

午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａにより算出した額とする。ただし、平成23年６月19日までは下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ）を適用したときの算出額を下回る場合には、当該算出額と同額とする。

Ａ　（a×((LR＋L’１R’１）×0.5＋L’２R’２×0.7）＋75）×t＋P×0.5＋P’×0.7

※ただし、上記式において、(a×((LR＋L’１R’１）×0.5＋L’２R’２×0.7）＋75）×t、P×0.5又はP’×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

Ｂ　a’L’２R’２×0.7×t＋1000＋P’×0.7

※ただし、上記式において、a’L’２R’２×0.7×t又はP’×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてa、a’、L、L’１、L’２、P、P’、R、R’１、R’２及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。
a　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。
a’　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。
L　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）。
L’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間のキロ程（単位：キロメートル）。
L’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。
P　：別添６のうちＡに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
P’　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
R　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
R’１：恵那山特別区間又は飛騨特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
R’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

㈡　普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年４月29日から平成23年６月19日まで、中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより適用する。

Ａ　㈠の定めにより算出した本割引適用後の料金の額。
Ｂ　㈡イ）又はロ）の定めにより算出した本割引適用後の料金の額から下記の計算式により算出した額を差し引いた額。

aLRdt＋Pd

※ただし、上記式において、aLRdt又はPdの別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈱　上記式においてa、d、L、P、R及びtは、それぞれ次の数値を表すものとする。
a　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程(単位：キロメートル）で除し0.75を加算した値。
d　：本割引適用後の料金の額を㈡イ）の定めにより算出した場合は0.5。本割引適用後の料金の額を㈡ロ）の定めにより算出した場合は0.7。
L　：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）。
P　：別添６のうちＢ又はＣに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）。
R　：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）。
t　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、区間料金制区間、西湘バイパス、東富士五湖道路、小田原厚木道路又は西富士道路を含む場合。
第一東海自動車道と中央自動車道富士吉田線を、第一東海自動車道の東京インターチェンジと中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線（以下「東北縦貫自動車道弘前線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東北縦貫自動車道弘前線の川口ジャンクションを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道関越自動車道新潟線（以下「関越自動車道新潟線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する関越自動車道新潟線の練馬インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する常磐自動車道の三郷インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する高速自動車国道東関東自動車道水戸線（以下「東関東自動車道水戸線」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと東日本高速道路株式会社が管理する東関東自動車道水戸線の湾岸市川インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道14号（京葉道路）（以下「京葉道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する京葉道路の幕張インターチェンジ又は武石インターチェンジを経由して通行する場合。
中央自動車道富士吉田線と東日本高速道路株式会社が管理する一般国道409号（東京湾横断・木更津東金道路）（以下「東京湾横断・木更津東金道路」という。）を、中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジと、東日本高速道路株式会社が管理する東京湾横断・木更津東金道路の木更津金田インターチェンジ（キロ程適用日の前日までの東京湾横断・木更津東金道路のうち浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間と連続して通行する場合に限る。以下、本表において同じ。）又は浮島インターチェンジ（キロ程適用日からに限る。以下、本表において同じ。）を経由して通行する場合。